



「まん延防止等重点措置」の延長に伴う 営業時間短縮等要請期間の延長について

岐阜県を対象とした「まん延防止等重点措置区域」の指定に伴い、現在3月6日（日）までの期間について、全ての飲食店を対象とした営業時間の短縮要請がなされております。

岐阜県では、現在の感染状況を踏まえて、引き続き十分な警戒が必要なことから、まん延防止等重点措置を3月21日（月・祝）まで再延長することを決定し、**飲食店の営業時間短縮の要請期間が延長されました。**

今回の延長に際して、酒類の提供の制限については一部見直されましたので、該当事業者様におかれましては、下記要請内容をご確認下さい。

急な要請となっておりますが、県内の感染防止対策に取り組む観点から、引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。

① 要請内容

＜第三者認証店（新型コロナ対策実施店舗向けステッカー取得店舗）＞

①、②のいずれかを選択（併用は不可）

	営業時間	酒類の提供	協力金
①	5時～20時までに短縮	終日提供停止（持ち込みを含む）	3万円～
②	5時～21時までに短縮	11時～20時まで	2.5万円～

＜非認証店＞変更なし

	営業時間	酒類の提供	協力金
③	5時～20時までに短縮	終日提供停止（持ち込みを含む）	3万円～

＜共通＞

同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食は避ける。

＊ワクチン・検査パッケージ制度及び対象者全員検査による行動制限の緩和は行わない。

② 要請期間（延長）

令和4年3月7日（月）0時 ～ 令和4年3月21日（月・祝）24時（15日間）

◎対象要件・申請期限など詳しくは下記までお問合せください。

「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」相談窓口（コールセンター）
電話番号：058-272-8192 （9時00分から17時00分）

岐阜県 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金サイト
<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/150110.html>



＊感染状況等により対策が変更される場合がありますので、上記のリンクをご参照ください。